平成22年12月3日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 白石理江平成22年(小)第1019号預託金返還等請求事件

(平成22年11月26日口頭弁論終結)

判

決

山口県

原

告

同訴訟代理人弁護士

田 邉 一 隆

東京都

被

告

同代表者代表取締役

主

文

- 1 被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成22年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

- 第2 事案の概要
 - 1 請求原因
 - (1) 被告は国外におけるカジノ事業等を業とする株式会社である。
 - (2) 原告は、年金生活をおくる一般消費者である。
 - (3) 原告と被告は、平成22年2月18日、被告が原告にロタリゾート施設の利用を提供する旨のリゾート会員権契約(以下「本件契約」という。)を締結し、原告は、同日、本件契約に基づいて、被告に、100万円を預託した。
 - (4) 被告は、本件契約に先立ち、原告に対し、ロタリゾート施設は、ロタ島ソ

ングソング村ミッドタウンビルディングに所在し、1万4000フィートの 敷地があり、施設は平成22年1月8日に開設すると説明したが、上記場所 にリゾート施設は存在せず、敷地の面積も距離の単位を用いて正確な表記を していないから、その説明は事実に反する虚偽である。

- (5) 原告は、被告から虚偽の事実を告げられ、それを真実と認識して本件契約を締結したものであるが、存在しない施設でリゾート会員契約に係る役務を提供するという被告の勧誘行為は、消費者契約法4条1項1号の「重要事項について事実と異なることを告げること。」に当たる。
- (6) 原告は、平成22年10月18日に被告に送達された訴状によって、消費者契約法4条1項に基づいて本件契約を取消す旨の意思表示をした。
- (7) よって、原告は、被告に対し、原告が被告に預託した100万円の返還とこれに対する預託金を交付した日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第3 理由

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、請求原因を争う旨の答弁書等の書面も提出しないから、請求原因を自白したものとみなされる。

周南簡易裁判所

裁判官 西村公官

これは正本である。

平成22年12月3日 周南簡易裁判所 裁判所書記官 白 石

理

